

エックス線撮影料の評価体系の見直し

骨子【I-6-(4)】

第1 基本的な考え方

歯科診療における画像診断領域のデジタル化を推進する観点から、歯科診療におけるエックス線撮影のデジタル化の状況も踏まえつつ、デジタルエックス線撮影料の評価体系の見直しを行う。

第2 具体的な内容

歯科診療におけるエックス線撮影のデジタル化の状況も踏まえ、デジタル映像化処理加算を廃止した上で、デジタル撮影料を新設し、アナログ撮影と区別した評価を行う。

現 行	改定案
	(アナログ撮影)
1 単純撮影	1 単純撮影
イ 歯科エックス線撮影	イ 歯科エックス線撮影
(1) 全顎撮影の場合 250点	(1) 全顎撮影の場合 250点
(2) 全顎撮影以外の場合 25点	(2) 全顎撮影以外の場合 25点
(1枚につき)	(1枚につき)
ロ その他の場合 65点	ロ その他の場合 65点
2 特殊撮影	2 特殊撮影
イ 歯科パノラマ断層撮影 180点	イ 歯科パノラマ断層撮影 180点
ロ 歯科パノラマ断層撮影以外	ロ 歯科パノラマ断層撮影以外の場合
の場合(一連につき) 264点	(一連につき) 264点
3 造影剤使用撮影 148点	3 造影剤使用撮影 148点